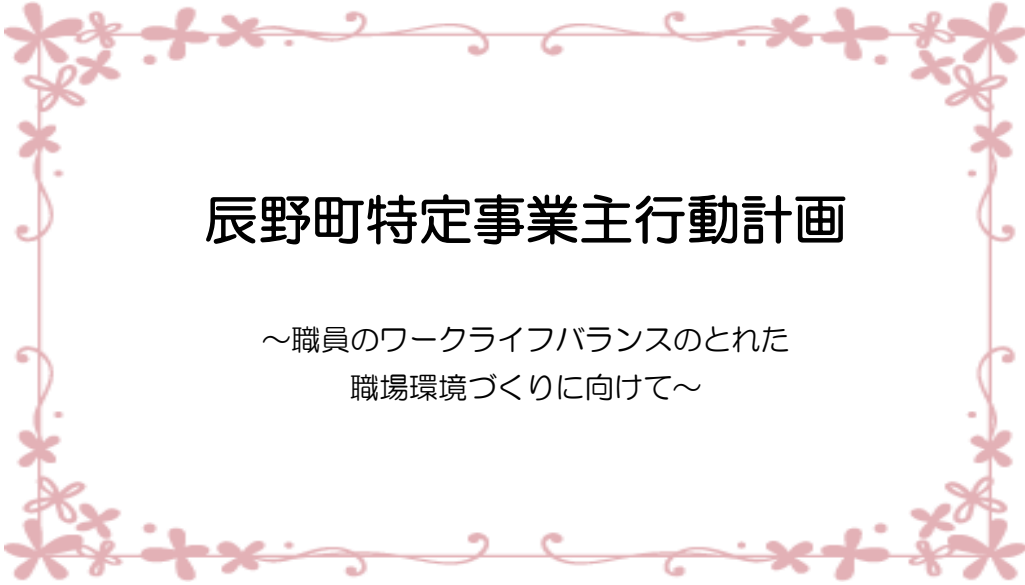




辰野町特定事業主行動計画

～職員のワークライフバランスのとれた
職場環境づくりに向けて～

令和7年4月

辰野町長 辰野町議会議長 辰野町教育委員会
辰野町選挙管理委員会 辰野町代表監査委員 辰野町農業委員会

辰野町特定事業主行動計画

～女性職員の活躍と職員のワークライフバランスのとれた
職場環境づくりに向けて～

はじめに

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境が変化しているなかで、社会全体が次世代育成に向けた対策に取り組むことが求められており、国、地方公共団体及び企業等が一体となって対策を進め、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図るために、10年間の時限立法として平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）が制定されました。

これを受け、辰野町では、平成18年1月に「辰野町特定事業主行動計画」を策定し、平成21年度までを前期行動計画、平成22年度～平成26年度までを後期行動計画として、様々な次世代育成支援対策に取り組んできました。

以降、仕事と子育ての両立について、より一層の取組の推進が必要であることから、時限立法であった「次世代法」の改正が行われ、令和6年度までの10年間に延長されたことにより、平成28年4月に平成31年度までを前期計画期間とする「辰野町特定事業主行動計画」を改めて策定しました。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が10年間の時限立法として平成27年8月に制定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るよう努めることとされました。

こうしたことを踏まえ、女性の活躍をより一層推進するとともに、全ての職員の働き方の意識改革を図るために、令和2年度～6年度を期間とする後期計画期間を策定し、計画の推進に取り組んできました。

この度、次世代法に基づく特定事業主行動計画が令和6年度末で計画期間の満了を迎え、また、令和6年5月の法改正により次世代法が令和16年度までの10年間に再延長されたことから本計画を改訂いたします。

なお、改訂にあたり、女性の活躍推進は子育て支援と一体的に取り組むことが効果的であることから、次世代法及び女性活躍推進法の双方の趣旨を踏まえた見直しを行い、一体的な特定事業主行動計画とします。

町民の行政に対するニーズは、年々多様化、複雑化していますが、職員が全力で職務を遂行する中で、出産・育児における仕事と子育ての両立や介護をはじめとする支援等、子育て中の職員だけでなく全職員が自分のライフステージに合わせて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた職場環境の整備を図り、すべての職員が働きがいをもって生き活きと活躍できる職場を目指していきます。

計画期間

本計画は、前計画（計画期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間）を更新し、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を前期計画として策定しました。

なお、取り組みが可能になったものは直ちに実施することとし、「行動計画」の内容を変更すべき著しい社会経済情勢等の変化があった場合にはその都度計画を見直します。

計画の推進体制

辰野町では、組織全体で継続的に職員の活躍を推進するため、本計画の見直し・変更の検討や本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について継続して行うこととします。

これらの実施に当たっては、職員担当部署が主体的に計画目標達成に向けた取り組みを行うとともに、制度等の周知に努めることとします。また、各所属長の果たす役割は大きく、職員担当部署と連携し各種制度の周知等に努めるものとします。

女性職員の活躍と職員のワークライフバランスのとれた職場環境づくりの実現にむけて

全ての職員が管理職を目指し、管理職に就きたいと思うことができる職場環境の整備に取り組む必要があり、特に、女性の管理職へ就くことへの機運を醸成するための職員研修の開催やこれまで男性が多く就いていた部署へ女性を登用するなど、幅広い視野を持って取り組んでいくこととします。

また、全ての職員が職場で活躍できる環境整備には、「柔軟な働き方を実現するための措置」への充実が必要不可欠となります。中でも長時間勤務は、女性の職場における活躍の障壁になるだけでなく、男女ともに家事・育児・介護等への参加を困難にし、より高い仕事へのパフォーマンスを低下させることにつながることから、男女を通じて長時間勤務が発生しないよう、集中的・効率的に業務を遂行することができる職場環境の整備が重要な事項です。これらに関連して、時間外勤務の削減や各種休暇の取得促進について、さらに徹底して周知等を行うこととします。

次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境整備を目的に、子育てしやすい職場環境づくりや育児休業に関する諸制度を周知するなど、職員の子育てに対するさらなる意識の向上と、安心して子育てができる職場づくりに取り組みます。

具体的な取り組みについて

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の第19条第2項第2号に掲げるそれぞれの目標について、前計画における課題を踏まえて、引き続き休みやすい職場環境の構築、職員の働き方の改革及び制度の周知に重点を置き、以下の具体的な取り組み（目標）を進めることと

します。

なお、仕事と子育てとの両立、女性職員の活躍の推進に係る職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みにおいては、それぞれの計画に資するからといって一律な行動を求めるのではなく、あくまで本人の意思が尊重されるべきものであることに留意し、できる限り個々の職員の意向を尊重して支援していくこととします。

制度の周知

総務課長は、仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業、母性保護、休暇、勤務時間、超過勤務の制限や共済組合による出産費用の給付等の経済的な支援措置など、制度についての法改正等を踏まえ、随時課長会等で共有し課員への浸透を図ります。また、最新情報については、電子掲示板の活用等によりその都度情報提供を行います。

妊娠中及び出産後における配慮

総務課長は、妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため、次の取り組みを行えるよう管理職及び対象職員へ啓発し、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。また、ハラスメントが起きないように、職員全員で風通しのよい職場作りをします。

妊娠が分かったら

職員は、自身または配偶者等の妊娠が分かったら、できるだけ速やかに（遅くとも出産予定日のおよそ5か月前までに）、所属長、職員係に申し出るようにしましょう。母性保護、育児休業、休暇などの諸制度活用のためにも、人事上の配慮のためにも必要です。

業務分担の見直し

職員が妊娠を申し出た場合、所属長をはじめ管理監督者は職場内の仕事分担の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮します。

また、周りの職員も、自らの業務の見直し等を積極的に行い、妊娠中や出産後の職員への配慮を心掛けましょう。

産前産後休暇取得時の代替要員の確保

職員が産前産後休暇を取得する際には、所属長をはじめ管理監督者は職員が安心して休暇を取得できるよう、職場内の仕事分担の見直しを行います。また、必要に応じて、会計年度任用職員等の採用により代替要員の確保に努めます。

育児休業及び部分休業を取得しやすい環境づくり

育児休業及び部分休業に対する職員一人ひとりの意識改革を進めるため、次の取り組みを行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

育児休業等の取得の促進

育児休業等の取得促進のため、所属長をはじめ管理監督者は、母親や父親となる職員の育児休業等の予定を事前に把握し、育児休業等を予定していない職員については、取得を促します。復職時調整が100分の100であるため、安心して休業できることも周知

します。

また、小学校就学前の子を持つ職員が取得できる部分休業制度や、取得方法の周知に努めます。

育児休業取得時の代替要員の確保

職員が育児休業に入る際には、所属長をはじめ管理監督者は職員が安心して休業に入れるよう、職場内の仕事の分担を見直します。また、後任配置または会計年度任用職員等の採用により代替要員の確保をします。

育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は、職場の情報が途絶えることになり、復帰に際しての障害となる可能性があります。スムーズな職場復帰が出来るよう、所属長をはじめ管理監督者は休業中の職員に職場や業務の状況について定期的に情報提供を行います。また、同僚・友人の方も休業中の職員と積極的に情報交換を行い、休業中の職員の復帰へのサポートをお願いします。

育児休業から復帰した職員は、業務に慣れるまでに時間がかかる上、子どもの急な発熱などにも対応しなければならない場合があります。仕事と子育ての両立のための最も大切な時期のため、業務分担などについてよく検討し、職場全体でサポートしましょう。また、育児短時間勤務など多様な働き方を選択できることも周知します。

男性職員による積極的な制度の活用

総務課長は、男性職員の育児参加を促進するため、育児参加休暇や育児休業等の周知と理解拡大に努めるとともに、父親が積極的に子育てに関わることのできる職場環境に努めます。

育児のための連続休暇を取得しやすい環境づくり

子育ての始まるの時期に親子の時間を大切にし、出産後の配偶者を支援するため、所属長をはじめ管理監督者は、男性職員が連続した年次休暇を取得できるよう職場の環境づくりを行います。

育児休業等を取得しやすい環境づくり

男性職員の育児休業、部分休業の取得は、制度として浸透し始めましたが、男性職員の育児休業等の取得を更に促進するために、所属長をはじめ管理監督者は、男性職員に育児休業、部分休業の取得を促すとともに、特に母親の産後8週間は父親が積極的に育児休業を取得することができる職場の環境づくりに努めます。また、育児短時間勤務をするなど多様な働き方を選択できることを周知します。

周りの職員も、特定の職員に負担がかかることのないよう職場内の仕事の分担の見直しなどに協力してください。

●現状：男性職員の育児休業取得率（1か月以上）

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位(%)	0	25.0	16.7	0	0

●現状：男性の配偶者出産休暇等取得率

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位 (%)	50.0	75.0	66.7	60.0	42.9

本計画終了時まで

1. 子供が生まれた全ての男性職員が1ヶ月以上を目途に育児に伴う休暇・休業の取得率について、50%以上を目指します。
2. 子供が生まれた全ての男性職員の配偶者出産休暇の取得率について、70%以上を目指します。

超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、すべての職員とその家族の切実な願いです。育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限措置を周知し、その活用を促すとともに、より一層の超過勤務の縮減に向け、次の取り組みを進めます。

超過勤務縮減のための意識啓発等

所属長をはじめ管理監督者は、職員の超過勤務の状況等を的確に把握した上で、個々の職員に対して指導するとともに、一斉定時退庁日等には、職員への巡回指導を実施するなど、超過勤務の可能な限りの縮減に努めます。

一斉定時退庁日の実施（ノー残業デー）

計画的・効率的な業務の推進と職員の健康保持に努めていただくよう、毎週火曜日を定時退庁日とします。所属長をはじめ管理監督者は、周知はもとより、自ら率先して定時退庁に努めるとともに、やむを得ない場合を除き、所属職員に対して定時退庁を促しましょう。

例) 定時帰宅のための時間割作成。

事務の簡素・合理化の推進

経済社会の変化に対応して、新規業務が生じる中で、超過勤務を縮減するために、階層別研修等により時間の効率化等の知識を取得し、併せて所属長をはじめとする職員全員が、既存業務について廃止・合理化等の見直しを行います。

また、DXを活用している他団体や民間の取り組みなどにも注視し、事務の簡素・合理化を図ります。

例) サイボウズを始めとするシステム全般の活用、朝礼等による情報共有、機密文書廃棄の日程に合わせた電子ファイル削除デーの実施。

多様で柔軟な働き方の拡充

職員の相互理解のもとに子育てや介護を行う職員を対象に勤務時間の短縮やテレワークなどの制度を導入していますが、コロナ禍以降は多様で柔軟な働き方が求められています。

今後とも、国や県、他団体の動向を注視し、職員がその能力を最大限発揮することができる環境づくりを進め、全体の組織力をより一層高めていく必要があります。

●現状：超過勤務の状況（月平均時間）

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位(時間)	7.0	10.5	7.9	12.2	9.6

本計画終了時まで

職員一人当たりの月の超過勤務時間数について、9時間以下を目指します。

休暇の取得の促進

休暇の取得促進のため、所属長をはじめ管理監督者は業務計画や休暇取得計画の策定、業務配分の見直し、職場内における応援体制の確立、自ら率先した休暇の取得等、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。また、働き方改革法案の成立に伴い、2019年4月1日から、年5日の年次有給休暇を労働者に取得させることが義務となりました。職員の年次休暇取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員については休暇の取得を促します。

月1回の年次休暇取得の促進

子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における休暇の計画的取得、個々の職員の年間を通じた年次休暇等使用計画表の作成・活用などにより、所属長をはじめ管理監督者は、年次休暇の取得促進を図ります。

連続休暇の取得と促進

職員は、ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた休暇、リフレッシュ休暇など、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、連続休暇の取得促進を図ります。このため、休日には含まれた日における会議等の自粛に努めます。

例) 月曜日や金曜日に会議を行わない。

家族のための休暇の取得促進

家族の病気等の際には、所属長をはじめ管理監督者は休暇の取得を促し、年次休暇も活用して、看護が十分できるような休暇取得のできる職場環境づくりに努めます。看護休暇は、令和7年度の改正により子どもが義務教育終了時までの間、年間5日以内（子が2人以上の場合は10日）の範囲内で取得することができます。介護休暇は、家族等が疾病等により日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができます。

協力体制の構築

普段から職場での情報を共有し、お互いにサポートできる協力体制の構築を図ります。

また、課を超えて連携し、繁忙期には協力できる体制づくりに努めます。

●現状：年次休暇等取得日数

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位(日)	6.6	7.6	8.0	8.9	7.7

本計画終了時まで

職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数について、10 日以上を目指します。

女性職員採用の拡大と、女性管理職を増やす取り組み

過去5年間の女性採用比率は平均5割弱となっています。今後もさらに意欲と能力のある有為な女性の採用に努めます。また、女性管理職員比率は平均2.5割です。昨今の多様化する住民ニーズに対応していくには、政策の立案、決定において女性の視点を反映することが重要となるため、係長職を含め女性職員の積極的な登用を図ります。

既存の係においては、女性目線での事業を展開することで、少子高齢化、過疎化に歯止めをかける一助となるよう女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるように配慮します。研修への積極的参加を促すなど、女性リーダーのキャリアアップを支援し、併せて職員一人ひとりがスキルアップを図れるよう、自己啓発活動助成金の活用を促します。

●女性職員の採用割合

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位(%)	45.4	72.7	60.0	33.3	33.3

●現状：管理職の女性割合

年 度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
単位(%)	25.0	21.4	24.1	24.1	31.4

本計画終了時まで

女性採用比率を平均5割に、女性管理職比率を平均3割に増やすことを目指します。

人事異動についての配慮

人事異動に際して、職員の家族構成、子育ての状況に応じた配慮を行います。また、育児休業明けには休業前の職場への復帰を原則とし、本人の希望等を聞き、なるべく負担がかからないように努めます。

託児施設の設置の検討

病院勤務者からは、夜間まで預かってくれる施設がない等の理由から設置要望が多い状況ですが、物理的制約等が多く、すぐには結論が出ない状況です。

令和7年度から辰野町病児・病後児施設（ぴっかりハウス）が開所され、職員の利用も見込ま

れるところですが、当該施設の利用を視野に引き続き検討をおこなっていきます。

家庭・男女の役割についての意識啓発

ワークライフバランスを大切にする考え方への改革を進め、職場で能力を十分に発揮しながら、家庭や地域社会に参加できるよう、次の取り組みを行い、意識啓発に努めます。

ワークライフバランスの推進

職員が家庭における役割を分担しながら、かつ、仕事においても能力を十分発揮できるよう、ワークライフバランスの推進と固定的な男女の役割分担意識等を解消するため、総務課長は、情報提供、研修等による意識啓発を進めていきます。

アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識改革

誰もが働きやすい職場づくりのためには、職員一人ひとりが持つアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による弊害を払しょくすることが必要です。人材の多様化が進む中、自分の「当たり前」を振り返ることで、よりよい職場づくりにつなげましょう。

また、職員が働きやすい職場づくりは、管理職の意識・行動にかかっていると言っても過言ではありません。すべての職員が働きやすいと感ずることが出来る職場をつくるため、管理職のみに限らず、職員同士の日頃のコミュニケーションを通じてお互いをよく知り、思い込みではなく根拠に基づく判断を心がけましょう。

その他の次世代育成支援対策に関する事項

子育てバリアフリー、子ども・子育てに関する地域貢献活動、子どもと触れ合う機会の充実等による家庭の教育力の向上に努めます。

子育てバリアフリー

外部からの来庁者が多い庁舎において、子どもを連れた人が安心して来庁できるよう、総務課長は、乳幼児と一緒に利用できるトイレやベビーベッドを適切に管理するよう努め、更なる充実化を図れるよう検討します。また、全職員が、子ども連れの来庁者に対する親切な対応に努めます。

子ども・子育てに関する地域貢献活動

子育ては家庭や職場との協力はもとより、地域との連携によって行われるべきものです。職員も地域社会の一員であり、地域における子育て支援の取り組みには積極的に参加しましょう。

子ども・子育てに関する活動の支援

所属長をはじめ管理監督者は、地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、疾病・障害を持つ子どもの支援等、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加できるよう職場の環境づくりに努めます。

安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

所属長をはじめ管理監督者は、子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動、交通安全への取り組み等への職員の積極的な参加を支援します。

子どもと触れ合う機会の拡充

職員が参加できるレクリエーション活動等の機会を通して、子どもを含めた家族が参加できるようなメニューを検討します。